

令和6年8月21日

3年生保護者の皆様

松江市立皆美が丘女子高等学校

校長 多々納 雄二

令和7年度 母子父子寡婦福祉資金（修学資金、修業資金、就学支度資金）予約貸付について

残暑の候 保護者の皆様にはますますご清祥のこととお喜び申しあげます。平素より本校の教育活動につきましてもご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、島根県健康福祉部青少年家庭課および松江市子ども子育て部子育て給付課では、標記の件について、予約貸付の募集を行っております。募集内容の詳細は、右面（松江市在住の方）または裏面（松江市以外
の市町村に在住の方）をご覧ください。なお、貸付に関する手続きは、保護者の方が居住される市町村役所・役場で行っていただくこととなります。（学校を通しての手続きではありません。）

つきましては、この奨学金の申し込みを希望される場合は、裏面に記載されている各市町村役場 福祉事務所（松江市在住の方は、松江市役所子育て給付課）へ直接問合せ・申し込みを行ってください。申し込みにあたり下記書類を希望される場合は、9月30日（月）までにヒューマンライツ部（担当 榎野）まで申し出るよう、お子様にお伝えください。また、下記の書類①②については、学校ホームページにも掲載しておりますので、そちらでご確認いただくことも可能です。

- ① 「母子父子寡婦福祉資金貸付金のご案内」（松江市在住の方）・・・右面の内容についての詳細です
- ② 「令和7年度 母子父子寡婦福祉資金（修学資金、修業資金、就学支度資金）予約貸付実施要項」（松江市以外の市町村に在住の方）・・・裏面の内容についての詳細です
- ③ 「ひとり親家庭への支援制度のご紹介」（パンフレット）

<本件に関する問い合わせ先>
 ヒューマンライツ部
 担当 榎野 純子
 Tel 0852-399-0216

母子父子寡婦福祉資金貸付制度とは

母子家庭および父子家庭並びに寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を推進することを目的として、修学資金をはじめとした資金からなる貸付制度です。

貸付対象者

- ① 母子家庭の母、父子家庭の父
 ※母子・父子家庭：配偶者と死別または離別した女子または男子と、その共養する20歳未満の児童からなる家庭
- ② 寡婦
 ※配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある方
- ③ 40歳以上の配偶者のない女子（婚姻をしたことのない独身の方を含みません）
- ④ 母子家庭の母または父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する子、父母のない児童（20歳未満）
 ※④は、修学資金、修業資金、就学支度資金、就職支度資金の貸付に限りです。

注意事項

修学資金などお子さんを対象とする資金の貸付については、お子さんも通常借主となり、借主とともに返済の義務を負います。

貸付けの要件等

- 松江市内に住民登録のある方。
- 申請者が福祉資金の償還金および松江市に納付すべき税金、料金、返還金等を滞納している場合は、貸付けできません。
- 収入額による貸付制限があります。
- 資金の種類により、貸付けの要件が異なる場合があります。
- 日本学生支援機構等、他の奨学金と併せての貸付けはできない場合があります。



大学・短期大学・高等専門学校（7年・5年）、専門学校に進学される方、在学中の方へ

高等教育の修学支援新制度

令和2年4月から
新制度が始まりました

授業料、入学金の
免除/減額

+

給付型奨学金の
支給

詳しくは特設サイトへ

高等教育の修学支援新制度

- ・独立行政法人日本学生支援機構
- ・文部科学省

○ 修学支援新制度による授業料減免または給付型奨学金の対象者は、入学または修学に必要な費用から新制度の支援額に相当する額を控除した額を限度として貸付けを行います。

相談・申込み、
お問い合わせ先

松江市役所 子ども子育て部 子育て給付課 ひとり親支援係

電話番号：0852-55-5942
 FAX番号：0852-55-5537
 松江市ホームページアドレス：
<https://www.city.matsue.shimane.jp/>

本庁 ①番窓口
 開庁時間：平日 8時30分～17時15分
 〒690-8540
 島根県松江市末次町 86 番地

松江市以外の市町村に在住の方

令和7年度入学者「母子父子寡婦福祉資金」予約貸付について

各市町村役場 福祉事務所

市町村名	担当課名	電話番号
浜田市	子ども・子育て支援課 (子ども政策係)	0855-25-9831
出雲市	子ども政策課	0853-21-6218
益田市	子ども福祉課	0856-31-0243
大田市	子ども保育課	0854-83-8148
安来市	福祉課	0854-23-3248
江津市	子育て支援課 (子ども支援係)	0855-52-7487
雲南市	こども家庭支援課	0854-40-1067
奥出雲町	福祉事務所	0854-54-2541
飯南町	福祉事務所	0854-72-1773
川本町	健康福祉課	0855-72-0633
美郷町	健康福祉課	0855-75-1931
邑南町	医療福祉政策課	0855-95-1168
津和野町	健康福祉課	0856-72-0673
吉賀町	保健福祉課	0856-77-1165
海士町	健康福祉課	08514-2-1823
西ノ島町	健康福祉課 (福祉係)	08514-6-0104
知夫村	村民福祉課	08514-8-2211
隠岐の島町	保健福祉課	08512-2-8561

※松江市在住の方につきましては、松江市が貸付を行うこととなりますので、松江市役所子育て給付課へお問い合わせください。(電話：0852-55-5942)

- 対象となる方

令和7年4月の進学等を希望している

 - (1) 児童を扶養する母子家庭の母又は父子家庭の父
 - (2) 20歳以上の子を扶養する寡婦
 - (3) 父母のいない児童等
- 対象となる資金

(1) 児童の進学等を対象とする資金 (※貸付はいずれも無利子です)

 - ・修学資金・・・高等学校、大学、大学院、高等専門学校または専修学校に就学するための授業料、書籍代、交通費などに必要な資金
 - ・修業資金・・・就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金
 - ・就学支度資金・・・就学、修業するために必要な入学金や被服などの購入資金

(2) 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の知識技能習得を对象とする資金
(※連帯保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は年1%)

 - ・技能習得資金・・・就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金
 - ・修学先、自宅、自宅外通学など状況により貸付できる額が異なります。
- 提出していただく書類等

必要な書類については、事前に相談してください

 - (1) 貸付申請書 ※1
 - (2) 戸籍謄本及び世帯全員の住民票 ※2
 - (3) 島根県税の納税証明書
 - (4) 前年の収入額が確認できる書類 (児童扶養手当証書の写しの提出をもってかえることができます)
 - (5) 修学修業先 (技能習得先) 調書 ※1
 - (6) 修学・修業のために必要な金額が分かる参考資料
 - (7) 口座振替申出書または公金受取口座の利用等届出書 及び 口座振替依頼書 ※1 など

※1 (1), (5), (7) の用紙は市町村役場にあり
 ※2 外国籍の方については、在留カード、特別永住者証明書、特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
- 予約貸付申請期間

令和6年8月から令和7年2月28日(金)(県庁必着)
- 注意事項
 - ・島根県育英会等、母子父子寡婦福祉資金との併給ができない奨学金があります。
 - ・高等教育の修学支援新制度による奨学金・授業料減免等については、貸付限度額より給付額・減免額を控除した範囲で併給が可能です。なお、貸付申請後に新制度の決定を受けた場合は、当該決定通知書に基づきお住まいの市町村役場等に必ず届けてください。
- 問合せ・申込先

お住まいの各市町村役場 福祉事務所 (裏面参照)